

昇降機等（撤去・休止）届

建築基準法第12条第3項の規定による定期報告制度の対象である昇降機等について、 （撤去・休止）したので、届け出ます。 （宛先） 年 月 日 埼玉県都市整備部建築安全課長 <div style="text-align: right;"> 届出者（所有者又は管理者） 住所 氏名 電話 </div>			
建築物所在地			
建築物名称			
建築物用途			
規模構造		造	階 ㎡
昇降機等の概要	昇降機用途	定格速度	／ m/分
		積載量	Kg
		最大定員	人
	遊戯施設名称	定常走行又は円周速度	Km/時 m/分
		客席数・定員	台 人
		勾配又は傾斜角度	度
確認済証交付年月日・番号	検査済証交付年月日・番号		
前回報告日	年 月 日	前回調（検）査日	年 月 日
撤去・休止の理由			
撤去日	年 月 日 をもって撤去しました。		
休止期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
休止中の連絡先住所・担当者氏名及び電話番号	〒 - 電話		
保守会社名		台帳番号	
受付欄			

- (注) 1 標題は、該当する箇所を○で囲んでください。
 2 一の昇降機等ごとに提出してください。
 3 昇降機等の概要は提出を行うもののみ記入してください。
 4 休止届が提出されている昇降機等の運転を再開するときは、運行前に検査を受け、定期検査報告書を提出してから使用してください。
 5 再開時期が未定のときは期間未定とし、受付日より二年後において休止中の場合は、再度休止届を提出してください。